

政令第 号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監（仮称）」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監（仮称）の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 独立公文書管理監（仮称）は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。）の指定及びその解除並びに特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第 号）第五条に規定するものをいう。）の管理の適正を

確保するために行う検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十●人」に改める。

附則第五条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

附 則

この政令は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の施行の日から施行する。

理 由

内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に新たに独立公文書管理監（仮称）を置く等の必要があるからである。

改正案	現行
（総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、独立公文書管理監（仮称）及び審議官） 第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官、独立公文書管理監（仮称）及び審議官を置く。 25（略） 6 独立公文書管理監（仮称）は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。）の指定及びその解除並びに特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第 号）第五条に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するために、行う検証、監察その他の措置に関するものについて、の事務を総括整理する。 7（略） 8 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、独立公文書管理監（仮称）の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き	（総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官） 第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官を置く。 25（略） （新設） 7（略） 6 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は

十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十●人とする。

附 則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条(第二項から第六項までを除く。)の審議官(同条第八項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十二人とする。

附 則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条(第二項から第五項までを除く。)の審議官(同条第七項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。